

＜規定例＞

（卵子凍結のための休暇）

第●条 卵子凍結を行う全従業員^{※1}は、1年間のうち5日を限度に休暇を取得することができる。なお、この場合の1年間とは、毎年1月1日から12月31日^{※2}までの期間とし、未取得の卵子凍結のための休暇は次年度に繰り越すことはできない。

①取得目的 ②対象者 ③日数

2 卵子凍結のための休暇の単位は、1日又は1時間とする。取得の際は、連続取得及び分割取得のいずれも可とする。

3 休暇の取得にあたっては、別途指定する様式により事前に申請を行うものとする。

④申請方法

4 卵子凍結のための休暇は【「有給」又は「無給」】^{※3}とする。

⑤取得の際の賃金の取扱い

5 賞与の査定及び年次有給休暇の付与要件の算定等に関して、卵子凍結のための休暇を利用したことによる不利益は生じない。 **⑥賃金等に関し不利となる取扱いをしない旨**

※1 社員、労働者等、自社の就業規則の呼称に合わせて適宜修正してください。

※2 自社の実情に合わせて適宜修正してください。

※3 自社の実情に合わせて「有給」又は「無給」を記載してください。